

特 約 事 項

- 1 部分払の回数の限度
福山市契約規則第15条で定めた回数
なお、債務負担行為等に係る契約の部分払の回数は、別途定める。
- 2 現場代理人及び主任技術者を定めて工事現場に置くときは、現場代理人及び主任技術者等指名届（規則第19条関係）を契約締結後14日以内に提出すること。
- 3 規則第22条第2項による工事材料に関しては、特別に定めるもののほかに、土木工事共通仕様書の第2章に記載された工事材料とする。
- 4 この工事の施工に際して、主要材料の購入又はやむを得ず工事の一部（主体的部分を除く。）を第三者に請け負わせようとする場合は、極力福山市内に主たる本店を有する業者に発注するものとする。
- 5 資材を購入しようとするときは、あらかじめ購入先の名称・所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする。
- 6 請負代金額を変更する場合においては、その変更すべき請負代金額は、福山市の当初設計金額に対する当初請負代金額の割合を福山市の変更設計金額に乗じて得た額とする。
- 7 建設業退職金共済制度に係る発注者用掛金収納書の提出について
市の工事（請負代金の額が300万円以上の工事とする。）を受注した建設業者は、金融機関が発行する発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約締結後1カ月以内に市長に提出すること。ただし、300万円未満の工事について収納書を提出することを妨げないものとする。
なお、この期間内に収納書を提出できない特別の事情がある場合には、あらかじめその事由及び証紙購入予定を申し出ること。
- 8 暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除について
 - (1) 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、工事現場を所轄する警察署に届け出ること。
 - (2) 発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じること。
 - (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うこと。
 - (4) 発注者と工程に関する協議を行った結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、規則第30条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと。
 - (5) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
 - (6) 当該被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うこと。その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、規則第30条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと。
- 9 ダンプトラック等による過積載等の防止について
 - (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
 - (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
 - (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
 - (4) さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
 - (5) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、当該団体等への加入者の使用を促進すること。
 - (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者の選定に当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
 - (7) (1) から (6) のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
- 10 暴力団排除のための契約制限について
 - (1) 受注者は、この工事の全部又は一部を、福山市発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱により契約制限の措置を現に受けている者に請負わせてはならない。
 - (2) 受注者は、工事の資材又は原材料の購入契約その他の契約について、(1)に該当する者を契約の相手方としてはならない。
 - (3) 受注者は、この契約に関する下請業者が(1)に該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方にすることを認めてはならない。
- 11 道路工事を行う場合にはすべて道路交通法第77条第1項に基づいて所轄警察署長の許可を受けなければならない。
- 12 発注者は、受注者が工事の施工にあたり遵守しなければならない法令上の義務が適正に履行されているかの立入調査を行うことができる。
受注者は、発注者又は発注者の指名する者が工事現場、現場事務所又は営業所に立入調査を実施する場合はこれを受け入れなければならない。